

運 營 規 約

組合事務局交流研究会

(目的)

第1条 本会は会員相互の研鑽を目的とし、お互いに連携を深め、組合事務局のあるべき姿を研究する。

(名称)

第2条 本会は、組合事務局交流研究会と称する。

(事務局の所在地)

第3条 本会は事務局を滋賀県中小企業団体中央会におく。

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員のためにする調査研究
- (2) 会員のためにする教育および情報の提供
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項

(会員の資格)

第5条 本会の会員たる資格を有するものは滋賀県中小企業団体中央会の傘下組合等の常勤役職員であること。

(加入)

第6条 本会に加入しようとする者は、会員または中央会事務局の推薦を得て加入することができる。

(脱退)

第7条 会員は、書面で本会に通知したうで脱退することができる。

(経費の賦課)

第8条 本会は、その行う事業の費用に充てるため、会員に経費を賦課することができる。
2. 前項の経費の額、その徴収方法などについての必要な事項は総会において定める。

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会長 1名
副会長 1名
理事 若干名
監事 1名

2. 役員は、総会において選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表し、本会の業務を執行する。

2. 監事は会計並びに業務監査を行う。

(顧問)

第12条

本会に顧問をおくことができる。

2. 顧問は、全会員の同意により、会長がこれを委嘱する。

(会計)

第13条

本会の事業年度は毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終わるものとする。

(施行) 昭和61年 3月 7日

(改正) 平成 9年 7月18日

平成13年 7月18日

平成14年 7月25日